

## **[事案 26-53] 契約解除取消等請求**

・平成 27 年 1 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約解除は、保険会社が告知義務違反の事実を知ってから 1 か月を超えて行われたものであることを理由に、契約解除の取消しおよび死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年11月に親が死亡したので、平成24年8月に親が契約した終身保険にもとづき死亡保険金を請求したが、平成26年1月に告知義務違反を理由に契約が解除され、不支払となった。

しかしながら、以下の理由により、契約解除を取り消して死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)平成25年8月に、申立人と兄弟は保険会社の事務所を訪問し、親の病歴を詳細に説明したうえで、母による告知義務違反があった可能性を指摘し、「調査して告知義務違反の事実が確認できた場合は、契約を解除したほうが良い」旨助言している。よって、「会社が解除の原因を知った日」は同日であり、本契約の解除は除斥期間である1か月を超えて行われたので無効である。
- (2)同日時点で保険会社は事実関係を調査することができたが、担当者の怠慢により調査は実施されなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の主張する平成 25 年 8 月に、申立人の親に関する平成 16 年以降の詳細な病歴を聞き、調査依頼の助言まで受けた事実はない。
- (2)契約解除権を有する保険金支払部門は、平成 25 年 12 月に申立人からの死亡保険金請求があつてから告知義務違反の事実を知った。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、兄弟、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### **1. 当審査会の判断**

- (1)「解除の原因を知った時」とは、保険会社の内部組織にて解除の権限を有する部署が知った時であり、また、保険会社が単に解除原因につき疑いを持ったのみではなく、“保険会社が解除権行使のために必要とされる諸要件を確認したとき”である。
  - (2)本件において、“保険会社が解除権行使のために必要とされる諸要件を確認したとき”は、確認担当者が作成した「保険金確認報告書」を保険金支払部門が受領した平成 25 年 12 月下旬となる。
  - (3)そして、その後、保険会社からの契約解除の通知書は、1 月上旬付けで発信されており、上記「解除の原因を知った時」から 1 カ月の除斥期間を経過していないので、保険会社による本契約の解約は有効と判断される。
2. 一般論として、上記のような解釈が信義則違反もしくは権利の濫用であると評価される余地が全くあり得ないわけではなく、以下、この点を検討する。

- (1) 申立人と兄弟は、平成 25 年 8 月に保険会社の事務所を訪問し、「保険会社職員に対し、親の病歴を詳細に説明するとともに、告知義務違反があった可能性を指摘した」旨述べている。
- (2) しかしながら、当時、告知義務違反の存在についてどの程度明確かつ具体的に告げていたかは、供述からもよく分からないが、担当者との連絡履歴から判断すると、告知義務違反の存在を確認するための調査を明確に助言していたのではなく、保険金の請求を前提としたやり取りであったように思われる。